

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第17号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年四日市市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(復職時における号給の調整等)</p> <p>第35条 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項<u>ただし書</u>に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間を別に定める基準により換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(その日が月の初日でない場合は、その属する月の翌月の初日。以下「復職等の日等」という。)<u>、同日後</u>における最初の昇給日又はその<u>次の昇給日</u>に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(復職時における号給の調整等)</p> <p>第35条 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項<u>ただし書き</u>に規定する許可(以下<u>この条において</u>「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間を別に定める基準により換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(その日が月の初日でない場合は、その属する月の翌月の初日。以下「復職等の日等」という。)<u>又は復職等の日等以後</u>における最初の昇給日又はその<u>いずれかの日</u>に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整</p>

することができる。

改正後

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）

職務の級	標準的な職務
(略)	
7級	(1) 市長の事務部局の課長、危機管理室長、東京事務所長、職員研修所長、検査室長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長の職務 (2)から(8)まで (略)
6級	(1) 市長の事務部局の課（室・所・場）長補佐、グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長、市民窓口サービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、家庭児童相談室長、保育園長、こども園長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長及び公共交通推進室長の職務 (2)から(7)まで (略)
5級	(1) 市長の事務部局の困難な業務を分掌する係長、地域主任、主任保育士、こども園副園長及び主任保育教諭の職務 (2)から(6)まで (略)
(略)	

改正前

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）

職務の級	標準的な職務
(略)	
7 級	(1) 市長の事務部局の課長、危機管理室長、東京事務所長、職員研修所長、検査室長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、 <u>臨時福祉給付金室長</u> 、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長の職務 (2)から(8)まで (略)
6 級	(1) 市長の事務部局の課(室・所・場)長補佐、グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、 <u>公会計・行財政改革推進室長</u> 、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長、市民窓口サービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、家庭児童相談室長、保育園長、こども園長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長及び公共交通推進室長の職務 (2)から(7)まで (略)
5 級	(1) 市長の事務部局の困難な業務を分掌する係長、 <u>主任</u> 、地域主任、主任保育士、こども園副園長及び主任保育教諭の職務 (2)から(6)まで (略)
(略)	

改正後				
別表第 8 (第 2 1 条関係)				
ア 行政職 (略)				
イ 医療職				
昇格した日の前日に受けて	昇格後の号給			
	6 級	7 級	8 級	9 級

いた号給				
(略)				
4 9	<u>2 8</u>	3 3	2 5	5
5 0	<u>2 8</u>	3 4	2 6	6
5 1	<u>2 8</u>	3 5	2 7	7
5 2	<u>2 9</u>	3 6	2 8	8
5 3	<u>2 9</u>	3 7	2 9	9
5 4	<u>2 9</u>	3 7	3 0	9
5 5	<u>2 9</u>	3 8	3 1	1 0
5 6	<u>3 0</u>	3 8	3 2	1 0
5 7	<u>3 0</u>	3 9	3 3	1 1
5 8	<u>3 0</u>	3 9	3 4	1 1
5 9	<u>3 0</u>	4 0	3 5	1 2
6 0	<u>3 1</u>	4 0	3 6	1 2
6 1	<u>3 1</u>	4 1	3 7	1 3
6 2	<u>3 1</u>	4 1	3 7	1 3
6 3	<u>3 1</u>	4 2	3 8	1 4
6 4	<u>3 2</u>	4 2	3 8	1 4
6 5	<u>3 2</u>	4 3	3 9	1 5
(略)				
7 3		4 6	<u>4 2</u>	
7 4		4 6	<u>4 2</u>	
7 5		4 7	<u>4 3</u>	
7 6		4 7	<u>4 3</u>	
7 7		4 7	<u>4 3</u>	
7 8		4 8	<u>4 3</u>	
7 9		4 8	<u>4 4</u>	
8 0		4 8	<u>4 4</u>	
8 1		<u>4 8</u>	<u>4 4</u>	
8 2		<u>4 8</u>	<u>4 4</u>	
8 3		4 9	<u>4 5</u>	

8 4		<u>4 9</u>	<u>4 5</u>	
8 5		<u>4 9</u>	<u>4 5</u>	
8 6		<u>4 9</u>	<u>4 5</u>	
8 7		<u>4 9</u>	<u>4 6</u>	
8 8		<u>5 0</u>	<u>4 6</u>	
8 9		<u>5 0</u>	<u>4 7</u>	
9 0		<u>5 0</u>		
9 1		<u>5 0</u>		
9 2		<u>5 0</u>		
9 3		<u>5 1</u>		
9 4		<u>5 1</u>		
9 5		<u>5 1</u>		
9 6		<u>5 1</u>		
9 7		<u>5 1</u>		

改正前

別表第 8 (第 2 1 条関係)

ア 行政職 (略)

イ 医療職

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	6 級	7 級	8 級	9 級
(略)				
4 9	<u>2 9</u>	3 3	2 5	5
5 0	<u>2 9</u>	3 4	2 6	6
5 1	<u>2 9</u>	3 5	2 7	7
5 2	<u>3 0</u>	3 6	2 8	8
5 3	<u>3 0</u>	3 7	2 9	9
5 4	<u>3 0</u>	3 7	3 0	9

5 5	<u>3 1</u>	3 8	3 1	1 0
5 6	<u>3 1</u>	3 8	3 2	1 0
5 7	<u>3 1</u>	3 9	3 3	1 1
5 8	<u>3 2</u>	3 9	3 4	1 1
5 9	<u>3 2</u>	4 0	3 5	1 2
6 0	<u>3 2</u>	4 0	3 6	1 2
6 1	<u>3 3</u>	4 1	3 7	1 3
6 2	<u>3 3</u>	4 1	3 7	1 3
6 3	<u>3 4</u>	4 2	3 8	1 4
6 4	<u>3 4</u>	4 2	3 8	1 4
6 5	<u>3 5</u>	4 3	3 9	1 5
(略)				
7 3		4 6	<u>4 3</u>	
7 4		4 6	<u>4 3</u>	
7 5		4 7	<u>4 4</u>	
7 6		4 7	<u>4 4</u>	
7 7		4 7	<u>4 5</u>	
7 8		4 8	<u>4 5</u>	
7 9		4 8	<u>4 6</u>	
8 0		4 8	<u>4 6</u>	
8 1		<u>4 9</u>	<u>4 7</u>	
8 2		<u>4 9</u>	<u>4 7</u>	
8 3		4 9	<u>4 8</u>	
8 4		<u>5 0</u>	<u>4 8</u>	
8 5		<u>5 0</u>	<u>4 9</u>	
8 6		<u>5 0</u>	<u>4 9</u>	
8 7		<u>5 1</u>	<u>5 0</u>	
8 8		<u>5 1</u>	<u>5 0</u>	
8 9		<u>5 1</u>	<u>5 1</u>	
9 0		<u>5 2</u>		
9 1		<u>5 2</u>		

9 2		<u>5 2</u>		
9 3		<u>5 3</u>		
9 4		<u>5 3</u>		
9 5		<u>5 4</u>		
9 6		<u>5 4</u>		
9 7		<u>5 5</u>		

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年四日市市規則第92号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>3 <u>平成30年7月1日(以下この項において「調整日」という。)</u>以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第11条から第14条までの規定の適用を受けることとなる者(調整日において<u>42歳</u>に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる号給を除く。)の号数を減じた数を別表第9に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数で除して得た数</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>3 <u>平成28年7月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第11条から第14条までの規定の適用を受けることとなるもの(平成28年4月1日(以下この項において「調整日」という。)</u>において<u>40歳</u>に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第11条第1項の規定による号給(第13条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる号給を除く。)の号数を減じた数を別表第9に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給</p>

の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の11月1日（管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の10月1日）以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における平成27年四日市市規則第14号による改正前の第25条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1) (略)

(2) 調整日において50歳に満たない職員（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において49歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 調整日において44歳に満たない職員 平成19年1月1日

数で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の10月1日）以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における平成27年四日市市規則第14号による改正前の第25条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1) (略)

(2) 調整日において48歳に満たない職員（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において47歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 調整日において42歳に満たない職員 平成19年1月1日

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成 27 年四日市市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>3 <u>平成 30 年 7 月 1 日(以下この項において「調整日」という。)</u>以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第 11 条から第 14 条までの規定の適用を受けることとなる者(調整日において 37 歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第 11 条第 1 項の規定による号給(第 13 条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる)と定められている号給を除く。)の号数を減じた数を別表第 9 に定める昇給号給数表の C 欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成 27 年 7 月 1 日前となるものの採用日における号給は、第 11 条から第 14 条までの規定にかかわらず、採用日</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>3 <u>平成 27 年 7 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第 11 条から第 14 条までの規定の適用を受けることとなるもの</u>のうち、新たに職員となった日(以下「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下、この項において「特定号給」という。)の号数から第 11 条第 1 項の規定による号給(第 13 条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができる)と定められている号給を除く。)の号数を減じた数を別表第 9 に定める昇給号給数表の C 欄の上段に掲げる号給数で除して得た数の年数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成 27 年 7 月 1 日前となるものの採用日における号給は、第 11 条から第 14 条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成 27 年 7 月 1 日以後に新たに職員となったもので採用日から調整</p>

から調整年数を遡った日(当該遡った日
が同日の属する年の5月1日(管理職手
当の支給を受ける職員で市長が定める
ものにあつては、同年の4月1日)以後
である場合にあつては、同年の7月1
日)の翌日から採用日までの間における
第25条に規定する昇給日(平成27年
7月1日に限る。)の数に相当する号数
を特定号給の号数から減じて得た号数
の号給とする。

3から5まで (略)

年数を遡った日が同日の属する年の5
月1日(管理職手当の支給を受ける職員
で市長が定めるものにあつては、同年の
4月1日)以後である場合にあつては、
同年の7月1日)の翌日から採用日まで
の間における第25条に規定する昇給
日(平成27年7月1日に限る。)の数
に相当する号数を特定号給の号数から
減じて得た号数の号給とする。

3から5まで (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第8の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(総務部人事課)